

川口市一般廃棄物処理基本計画等の改定について

1. 川口市一般廃棄物処理基本計画の改定について

(1) 改定理由

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項」、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第7条」及び「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則 第4条」に基づき策定される計画である。

計画は策定から概ね5年ごとに改定するものとされており、現在の「第7次川口市一般廃棄物処理基本計画」は改定の目安となる5年が経過したことから、令和7年度に「第8次川口市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものである。

(2) 主な改定事項

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を受けて、川口市におけるプラスチック製容器包装、プラスチック製品の収集、中間処理等の方針及び朝日環境センターの建て替え等の川口市の処理施設の整備状況を踏まえて、令和8年度から令和17年度の期間における第8次川口市一般廃棄物処理基本計画を策定するものである。

2. 川口市災害廃棄物処理計画の改定について

(1) 改定理由

令和6年度に川口市地域防災計画が全面改定されたことを受け、川口市地域防災計画と川口市災害廃棄物処理計画の整合性を図るため、改訂するものである。

(2) 主な改定事項

新たな川口市地域防災計画にて推計された災害廃棄物発生量等から川口市災害廃棄物処理計画を見直すものである。

また、現行の川口市災害廃棄物処理計画では詳細な記載が無かった、環境部の災害時の対応班に応じた役割等を明記する予定である。